

事後審査型条件付一般競争入札公告共通事項（電子入札）

1 一般競争入札の参加資格

南アルプス市における競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、この公告の日から契約を締結する日までの間に次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 一般競争入札公告個別事項（以下「個別事項」という。）の参加資格に記載した条件をすべて満たすこと。
- (2) 建設工事である場合は、契約締結日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当せず、かつ、同条第2項の規定による南アルプス市の入札参加の制限を受けている者でないこと。
- (4) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の請負契約を締結する事務所の代表をいう。)が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (5) 建設工事である場合は、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく主任又は監理技術者を適正に配置できること。なお、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の場合において、構成員の配置する技術者は専任の者とし、代表の構成員にあつては、監理技術者を代表以外の構成員にあつては、主任又は監理技術者を配置できること。
- (6) 建設工事である場合は、対象工事に係る設計業務等を受託した者でなく、また、当該受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
- (7) この公告の日の6月前の日から契約を締結する日までの間に手形及び小切手の不渡りを出していないこと。
- (8) この公告の日の2年前の日から契約を締結する日までの間に不渡りによる取引停止処分を受けていないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、入札参加申請締切日までに競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (10) 南アルプス市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成21年告示第39号)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けている日が含まれていないこと。また、当該指名停止措置要領第2条別表第2の措置要件のいずれかに該当すると認められる者でないこと。
- (11) 本市発注の工事等において、この公告の日の属する年度前の2年度間の成績評定の平均が2年度連続して60点未満である者でないこと又はこの公告の日から1年前の日までの間に受けた成績評定が55点未満のある者でないこと。なお、入札日の前日までに55

点未満の成績評定を受けたことが明らかになった者は、本件の入札参加資格を取り消す場合がある。

- (12) JISQ9001:2000 (ISO9001:2000) の認証取得が必要とされている場合には、審査登録機関は、(財)日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）、又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証でなければならないものであること。
- (13) 税に滞納がないこと。（南アルプス市税、山梨県税、消費税及び地方消費税）
- (14) 共同企業体を対象とした工事である場合は、前各号に掲げる要件をすべて満たす者を構成員とし、南アルプス市共同企業体取扱要綱（平成15年告示第67号）に基づき結成された共同企業体であること。
- (15) 財団法人日本建設情報センター及び財団法人日本港湾空港建設技術サービスセンターが電子入札コアシステム対応認証局として指定した者が発行した電子証明書を取得し、南アルプス市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者登録を行った者であること。

2 設計書その他の書類の配布

(1) 配布期間

個別事項に記載の配付開始日から締切日まで

(2) 配布方法

設計書、仕様書及び図面（以下「設計図書等」という。）は、入札情報公開システムからダウンロードすること。（ただし、設計図書等のファイル容量によっては、ホームページに掲載して行う場合がある。）

3 参加申請の受付期間及び申請方法

(1) 受付期間

個別事項に記載の受付開始日から締切日までの南アルプス市の休日を定める条例（平15年条例第2号）に定める市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日、午前8時から午後10時まで（締切日については、個別事項に記載の時刻まで。）

(2) 申請方法

電子入札システムによる。

4 問い合わせ先

(1) 入札参加資格の確認資料（以下「確認資料」という。）の記載方法等に関する事項

南アルプス市役所 総務部 総務課 契約担当

〒400-0395山梨県南アルプス市小笠原376 電話055-282-6542（ダイヤルイン）

e-mail:keiyaku@city.minami-alps.lg.jp

(2) 設計図書等の内容に関する事項

個別事項に記載の日までに電子入札システムにより質問すること。質問に対する回答は、個別事項に記載する日時までに電子入札システムにより公表する。なお、質問又は回答の内容により電子入札システムによることができない場合は、ホームページに掲載して行う。

(3) 電子入札システムに関する事項（ヘルプデスク）

株式会社日立システムズ 電話0570-021-777

運用時間 午前9時から午後5時30分（正午から午後1時までの間は除く）

5 入札参加資格の確認結果通知等

- (1) すべての参加申請者に対し個別事項に記載の日までに参加資格を【有】と通知するが、開札後、落札候補者の入札参加資格を確認する審査（以下「資格審査」という。）を実施し、落札者を決定する。
- (2) 参加形態が共同企業体の場合は、個別事項に掲載する日時までに特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書その他添付書類を持参により提出すること。審査の結果、共同企業体として適格と認められた場合は、参加申請書を提出することができる。

6 苦情申し立て

- (1) 資格審査を行った結果、入札参加資格がないと認められた者には、落札候補者不適格通知書（南アルプス市事後審査型条件付一般競争入札実施要領（平成19年告示第18号。以下「一般競争入札実施要領」という。）様式第7号の1又は様式第7号の2）により通知し、ダイレクト入札にあつては、電子入札システムによりその旨を通知する。
- (2) 入札参加資格を満たしていないことの通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して5日以内（市の休日を除く。）に入札参加資格を満たしていないと認められた理由（以下「不適格理由」という。）についての説明を書面により求めることができる。
- (3) 市長は、不適格理由についての説明を求められた場合には、当該書面を受けた日から起算して10日以内に書面により回答するものとし、回答については、南アルプス市公正入札調査委員会（以下「公正委員会」という。）の審議を経て決定することができる。
- (4) 不適格理由の説明を求める書面は下記に持参すること。
4(1)に同じ。

7 入札手続等

- (1) 入札期間及び開札予定日時
個別事項に記載のとおり。
- (2) 入札方法

入札は、電子入札システムによるものとし、原則として紙媒体による入札は認めない。ただし、入札参加者の申請により、市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、紙媒体により電子入札に参加することができる。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 再度の入札は1回までとし、原則として第1回目の開札の翌日に電子入札システムにより実施（その日が市の休日にあたる場合は、その翌日とする。）する。ただし、予定価格を事前公表した場合にあつては、再度の入札は行わない。

(4) 開札

開札は、個別事項に記載する日時に電子入札システムにより行う。当該入札に紙媒体により参加しようとする者（以下「紙参加者」という。）がいる場合においては、開札の宣言をした後に入札書の入った封筒を開封し、その内容を入札執行職員が電子入札システムに登録を行い、システムによる開札を行う。なお、入札参加者は、開札に立会うことができるものとし、入札参加者の中で立会う者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立会わせるものとする。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札、入札書の金額と積算内訳書のアラが異なる入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において「1」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

当該入札に紙参加者がいる場合において、前段の無効とする入札に合わせ、委任状を持参しない代理人のした入札、他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者がした入札、1回の入札で2通以上の入札書を提出した者のした入札、金額を訂正した入札、記名押印を欠く入札、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札についても無効とする。

(6) 入札書及び積算内訳書（以下「入札書等」という。）を電子入札システムにより提出すること。ただし、当該入札に紙参加者がいる場合、その者の入札書等の提出は、持参又は郵送とする。なお、提出された入札書等は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。

(7) 参加申請を行った場合で、当該入札への参加を辞退しようとする者は、個別事項に記載する入札書受付締切日時までに電子入札システムにより（紙参加者は持参により）辞退届を提出すること。

8 落札者候補者又は落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で入札した者を落札候補者とし、最も低い価格で入札した者から順に落札者が決定するまで資格審査を実施する。
- (2) 落札候補者のうち、確認資料の提出を求められた者は、指定する日時及び場所まで持参により（ダイレクト入札にあつては、電子入札システムにより）提出すること。なお、当該資料を期限内に提出しないときは、当該落札候補者のした入札を無効とする。
- (3) 資格審査は、確認資料の提出期限の翌日から起算して3日以内（市の休日を除く。）に行う。
- (4) 資格審査又は入札金額に疑義が生じたときは、公正委員会の審議を経て決定するものとする。
- (5) 落札候補者となる入札に同額の入札が2以上ある場合は、電子入札システムに内蔵され

た自動くじをもってその順位を決定する。

9 配置技術者制度の運用

- (1) 建設工事である場合は、当該工事等に配置する主任又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）は、建設業法に基づき適正に配置しなければならない。なお、その運用は、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年国総建第315号）によるものとし、資格審査の際に、監理技術者等の配置に専任制違反等の事実が確認された場合には、契約を締結しないことがある。
- (2) 当該工事等に配置した監理技術者等（業務委託にあつては管理技術者等。以下、同じ。）は、死亡・傷病・退職等極めて特別な場合で、やむを得ないとして承認された場合のほかは、原則として工期途中での交代は認めない。また、配置技術者を変更する場合は、当初の監理技術者等と同等以上の者を配置しなければならない。

10 支払条件

- (1) 前金払 適用 （建設工事である場合、契約金額の4割以内（債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、案件ごとに定める内容による。）とする。）
（業務委託である場合、契約金額の3割以内（債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、案件ごとに定める内容による。）とする。）
- (2) 中間前金払 適用 （建設工事である場合のみ、ただし、部分払いとの選択制とし、契約金額の2割以内（債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、案件ごとに定める内容による。）とする。）
- (3) 部分払 適用 （建設工事である場合のみ、南アルプス市財務規則（平成15年規則第42号。以下「財務規則」という。）第69条の規定による回数の範囲内とする。）

11 その他

- (1) 落札者が契約締結までの間に「1」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (2) 最低制限価格又は低入札調査基準価格の設定は、個別事項に記載のとおりとする。
- (3) 入札保証金（入札金額の100分の5以上）は、財務規則第158条の規定に該当する者はこれを免除する。
- (4) 契約保証金（契約金額の100分の10以上）は、納付するものとする。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (5) 建設工事である場合は、契約書は、建設工事請負契約書（南アルプス市建設工事執行規則（平成15年規則第117号。以下「工事執行規則」という。）様式第5号）を用いるものとする。

- (6) 建設工事である場合は、対象工事と直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の契約の相手方と随意契約により締結しない。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、この限りではない。
- (7) 確認資料作成説明会及びヒアリングは行わない。
- (8) 現場説明会は行わない。
- (9) 1 (6)に示した「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと」とは、次のア又はイに該当する者でないことをいう。
- ア 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (10) 参加申請を行った者及びダイレクト入札に参加する者は、1 (2)から(13)の要件を満たすことを誓約したものとみなす。
- (11) 落札者は、当該契約が「南アルプス市議会の議決に付すべき契約及び財産取得又は処分」の範囲を定める条例」(平成15年条例第55号)に基づき、議会の議決を要する契約にあつては、仮契約書を取り交わすものとする。
- (12) 前号に規定する仮契約書を取り交わした場合にあつては、議会の同意を得たときに当該契約が成立するものとする。ただし、当該仮契約が本契約となるまでの間に落札者が「1」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、議会の同意を得られなかったとき又は仮契約を解除した場合において、市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (13) 確認資料に虚偽の記載をした場合又は1 (2)から(13)の要件を満たさないにもかかわらず、参加申請又はダイレクト入札を行った場合、その者に対し指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (14) 入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (15) 災害その他の事情により電子入札システムに障害が生じた場合は、入札日時を延期又は中止することがある。この場合において、市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (16) 提出された資料等は、一切返却しない。また、当方において公表し又は無断で使用しない。
- (17) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同法施行令、建設業法その他の関係法令、財務規則、工事執行規則、一般競争入札実施要領、電子入札運用基準、一般競争入札心得を遵守すること。